

松本市公告第83号

松本市移住定住促進プロモーション業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和8年4月14日

松本市長 臥雲 義尚



1 目的

松本市での暮らしの魅力を市内外に効果的に発信することで、地方移住に関心を持つ層や検討段階の層に対し、移住先の候補地の一つとして認識してもらうとともに、移住者を含めた市内在住者の本市への愛着と誇りを醸成し、移住定住促進につなげることを目的としています。

なお、募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行い、応募事業者からの提案書類等を総合的に評価して、契約締結候補者を決定します。

2 業務概要

(1) 業務名称

松本市移住定住促進プロモーション業務

(2) 業務内容

別紙「松本市移住定住促進プロモーション業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 契約限度額

9,460,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 参加資格要件

公告の日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（平成3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会

保険等に加入していること。

5 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限内に提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 見積額が業務委託料上限額を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

6 仕様書等関係書類

松本市公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp>

7 質問の受付及び回答

本案件の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問を受け付けます。

項目	内容
提出方法	次のとおり電子メールで提出すること。なお、提出時には別途電話によりメールの受信確認を行うこと。 (1) 件名 プロポーザル質問書（事業者名） (2) 質問 質問書（様式6）をメールに添付 (3) 送信先 matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp
提出期限	令和8年4月21日（火）午後5時（必着）
回答方法	質問者及び回答日において参加表明書を提出している全ての者に対して行い、併せて「6 仕様書等関係書類」に記載した松本市公式ホームページに掲載する。
回答日	令和8年4月22日（水）まで

8 参加表明書提出の手続き

本案件に参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。

項目	内容
提出書類及び部数	(1) 参加表明書（様式1）1部 (2) 添付書類（各1部） ア 会社・団体概要（事業活動のわかるパンフレット等） イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身元（身分）証明書 ※発行日から3か月以内、写し可 ウ 印鑑証明書（任意団体等のグループにあつては代表者のもの） ※発行日から3か月以内、写し可

	<p>エ 納税証明書（松本市の入札参加資格を有している場合は省略可） ※発行日から3か月以内、写し可</p> <p>(ア) 法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書（納税証明書その3の3）</p> <p>個人の場合：所得税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書（納税証明書その3の2）</p> <p>(イ) 松本市税に滞納がない証明書（入札参加資格用）</p> <p>※松本市に納税義務がある場合に限る。</p> <p>オ 財務諸表の写し ※直近事業年度のもの</p> <p>カ 社会保険等加入を証する書類の写し（加入義務がない場合には「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」（様式7））</p> <p>キ 前記に掲げる書類のほか必要と認めるもの</p> <p>(3) 誓約書（様式2）1部</p>
提出期限	令和8年4月27日（月）正午（必着）
提出先	松本市総合戦略局移住交流推進室（「15 担当部署」）
提出方法	<p>(1) 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時とする。（土・日・祝日を除く）</p> <p>(2) 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。</p>

- (1) 参加表明書の提出後に本案件への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出してください。
- (2) 参加資格審査の結果は、参加表明書を提出した事業者に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に通知します。

9 提案書類提出の手続き

次のとおり提案書類を提出してください。

項目	内容
提出書類及び部数	<p>(1) 提案書類提出書（様式4）1部</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 提案書</p> <p>(ア) 様式任意、A4横、両面印刷、長辺綴じ、ページ番号を付すこと。</p> <p>(イ) 正本1部（社名を記載したもの）</p> <p>副本10部（社名や社名の識別できるロゴ等を一切記載しないもの）</p> <p>イ 提案見積書（様式5）1部</p> <p>ウ 上記イの内訳書（様式任意）1部</p> <p>エ 業務実施スケジュール（様式任意）1部</p> <p>オ 提出書類一式について、PDF形式で保存した電子媒</p>

	体（CD又はDVD） 1部
提出期限	令和8年5月22日（金）正午（必着）
提出先	松本市総合戦略局移住交流推進室（「15 担当部署」）
提出方法	(1) 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時とする。（土・日・祝日を除く） (2) 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(1) 提案書の記載項目について

松本市移住定住促進プロモーション業務委託仕様書に基づき、審査評価表（別紙1）の各評価項目に沿った内容とすること。

- (2) 提案者が5者以上の場合、書面審査を実施する場合があります。なお、書面審査は、提出書類に基づき、審査評価表（別紙1）に従い評価を行います。
- (3) 提案書類はいかなる理由に関わらず返却しません。
- (4) 提案書類の著作権は提案者に帰属しますが、選定に伴う作業に必要な範囲において、松本市は提案書類を無償で使用、複製することが可能とします。
- (5) 提出期間終了後の提案書類の修正又は変更は認めません。
- (6) 1提案者1提案とします。

10 プレゼンテーション審査の実施

提案者の提案内容、履行能力及び意欲等を評価するため、提案書類の提出があった者を対象にプレゼンテーション審査を実施します。詳細は別途通知します。

項目	内容
実施日	令和8年6月5日（金） ※予定
場所	松本市内
時間配分	準備5分以内 プレゼンテーション20分以内 質疑応答15分程度
当日機材	松本市はプレゼンテーション用に、プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーン、延長コードを用意する。その他提案者が必要とする機材は持参すること。
提案者	本業務にかかわる者をプレゼンターとすること。
その他	(1) 当日の出席者は3名以内とする。 (2) 松本市はプレゼンテーションの内容を録画又は録音する場合がある。 (3) 当日の追加資料の配付は認めない。

11 選定方法等

提案書類及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会が審査の上、契約交渉順位を

定め、交渉順位第1位の提案者を松本市との契約締結候補者とします。なお、当該提案者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とします。

(1) 審査及び審査基準

ア 松本市は、松本市移住定住促進プロモーション業務委託審査委員会を組織し、選考審査会を開催して、各評価項目につき審査を行う。

イ 審査結果の合計点が高い提案者から順に契約交渉順位を定める。

ウ 最高得点を複数の提案者が獲得した場合は、審査委員会において協議の上、技術評価点の高い者を契約候補者として決定する。

エ 技術評価点が基準点（6割）未満の者は候補者として選定しない。なお、全参加者の技術評価点が基準点（6割）未満となった場合は、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

オ 評価項目

審査評価表（別紙1）のとおり

(2) 審査結果の通知

審査結果はすべての提案者に対して文書で通知しますが、審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

(3) 審査結果の公表

契約締結後、「6 仕様書等関係書類」に記載した松本市公式ホームページに掲載します。

12 契約の締結

(1) 松本市は交渉順位第1位の提案者と、提示している仕様書及び提案内容をもとに協議を行い、詳細な業務内容を確定した後、その提案者と随意契約を締結します。なお、一定期間内に協議が整わない場合は、交渉順位第2位の提案者と協議を行うものとします。

(2) 採用提案以外に優れた提案内容があった場合には、その提案者の了解が得られる範囲で、本契約の仕様さに反映させることがあります。

(3) 契約締結に際し提出書類の記載内容に虚偽があった場合、契約を締結しないことがあります。

13 その他留意事項

(1) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。

(2) 提案書類等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意してください。なお、これらの問題が生じても松本市は一切の責任を負いません。

(3) 提出書類のほか追加資料を求められた場合には提出をしてください。

(4) 本要項に記載のない事項については、競争性及び公平性を考慮し、適宜松本市が判断します。

14 スケジュール

期 日	内 容
令和8年 4月14日(火)	公告
4月21日(火)	質問書提出期限
4月22日(水)	質問書の回答
4月27日(月) 正午	参加表明書提出期限
5月22日(金) 正午	提案書類提出期限
5月25日(月) 頃	書面審査
6月 5日(金)	プレゼンテーション審査
6月下旬	契約締結

※スケジュールは予定であり、変更があり得ることに留意すること。

15 担当部署（問合せ先・提出先）

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

松本市総合戦略局移住交流推進室（松本市役所本庁舎1階）担当：山根

TEL. 0263-34-3193（直通）FAX. 0263-34-3493

e-mail: matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革又は人事異動により担当者が変更になる場合があります。